

令和3年度第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月6日（月）13時30分～16時00分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 4件
議案第3号 農業経営改善計画について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 賃借料情報の提供について
議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 6件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件
報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について 1件
報告第4号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について 2件
報告第5号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 7件
5. 出席委員 15名
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、4番細谷修、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、8番板倉善紀、9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 0名
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査
8. 議事録

議長 委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和3年度第10回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名ではありますが、本日は、13番市原委員と14番平山委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。なお、発言につ

きましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、6議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について5件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について4件、議案第3号、農業経営改善計画について、2件、議案第4号、農用地利用集積計画について、利用権設定が15件、所有権移転が2件です。議案第5号、賃借料情報の提供について、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和3年12月27日午前9時より、3班の板倉委員、戸田委員、池田会長、市原委員、平山委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、市原委員より意見発表をお願いいたします。

13番　申請番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は下武射田字駒形前の畑、991㎡です。申請理由は、譲渡人は、高齢化により農業経営を縮小したい、譲受人は、農業経営の拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しております。12月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況はありませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条基準を満たしており、必要な書類も整っており許可相当と判断します。以上です。

議長　次に申請番号2について、板倉委員より意見発表をお願いいたします。

8番　申請番号2について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上武射田字内田谷の畑、1064㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、植木の作付けを予定しています。12月27日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況は見られませんでした。申請書類を確認したと

ころ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に申請番号3について、私より意見発表いたします。

12番 番号3について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は極楽寺字西辺田の田、3筆で1601㎡の農地です。申請理由は譲渡人が高齢化により農業経営をできなくなったために、譲受人にお願いしたものであります。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。令和3年12月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。また、申請書類を確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に申請番号4及び5について、戸田委員より意見発表をお願いいたします。

10番 説明いたします。番号4と5は同一案件ですので、一括して説明させていただきます。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は滝沢字雲雀山の畑、3筆で3655㎡の農地です。申請理由は譲渡人が農業経営拡大のため、譲受人が高齢化により農業経営縮小のためです。営農計画においては、エン麦を作付けする予定です。特に問題はないものと思われます。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。申請番号1は、贈与に伴う所有権移転の申請です。場所は、豊成小学校の北東、約850メートルに位置しています。申請地は、譲渡人が相続により取得しましたが、耕作できないため、近隣で耕作する譲受人に贈与することになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号2は、贈与に伴う所有権移転の申請です。場所は、警察学校の北、約300メートルに位置しています。申請地は、譲渡人が相続により取得しましたが、耕作できないため、隣接地を所有する譲受人に贈与することになったものです。なお、譲受人は山武市に約50アールの畑を所有していることから、山武市農業委員会が発行した耕作証明書が添付されています。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号3は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、上布田の森林組合の北、約7

00メートルに位置しています。譲渡人は高齢化により農業経営を縮小するため、近隣の農地を耕作する譲受人に売却したいとのことです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま
す。申請番号4及び5は、譲受人を同じくする売買に伴う所有権移転の申請です。
場所は、滝沢の青年館の西、約1キロメートルに位置しています。譲受人は新規
就農者です。現在、ウサギのブリーダーをしており、エサとなる牧草を栽培する
ため、農地を取得したいとのことです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、
従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま
す。説明は以上です。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第1号、
農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手
願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議
案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。
申請番号1につきまして、私より意見発表をいたします。

1 番 番号1について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による所有権移転
を伴う転用の申請です。申請地は台方字弥勒前、4筆、地目は田で、面積は19
43.2㎡の農地です。転用の目的は、宅地分譲8区画です。造成計画は、良質
な山砂で埋立てを行い、隣接する境界はブロック積をします。また、排水につい
ては、雨水はU字溝で隣接する排水路へ放流、汚水は合併浄化槽で浄化後、排水
路へ放流する計画です。申請に必要な書類もすべて整っておりますので、許可相
当と判断いたします。以上です。

議 長 次に申請番号2について、平山委員より意見発表をお願いいたします。

1 4 番 それでは、申請番号2番の説明をいたします。本件は農地法第5条の転用を伴
う所有権移転の申請です。申請地は東金市菱沼字上野、1筆、585㎡の畑です。

目的は建売分譲住宅2棟の建設を予定しております。令和3年12月27日に現地確認をしております。提出書類ですが、事業計画書、資金計画書、両総土地改良区証明書等、添付されており、問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議長 次に申請番号3について、市原委員より意見発表をお願いいたします。

13番 申請番号3について説明します。本件は、転用を伴う所有権移転の申請です。申請地は、下武射田字台の農地、115㎡の畑です。この申請場所は、30年前から駐車場の入り口として使っておりましたが、農地法の許可申請がなされておりませんでした。今回、始末書とともに申請が出されました。転用の目的は、従来のまま駐車場の進入路として使用するそうです。隣接農地との境界にはコンクリート板を設置してあるため、特に工事などは、ありません。申請に必要な書類もすべて整っており許可相当と思われます。以上です。

議長 次に申請番号4について、平山委員より意見発表をお願いいたします。

14番 それでは、申請番号4番の説明をいたします。本件は農地法第5条の転用を伴う使用貸借権設定の申請です。申請地は東金市田間、1筆、174㎡の畑です。目的は専用住宅1棟の建設です。譲受人と譲渡人は親子関係にあり、土地は隣接しております。事業計画書、資金計画書、見積書等、添付されており、特に問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい、議案書の6ページをお願いいたします。申請番号1は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、城西小学校の西、約450メートルに位置してます。転用の目的は、宅地分譲8区画の用地です。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当し、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されてます。申請番号2は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、求名駅の南東、約400メートルに位置してます。転用の目的は、建売分譲住宅2棟の用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当する

と判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。申請番号3は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、豊成小学校の北、約170メートルに位置しています。転用の目的は、駐車場通路の用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。申請地につきましては、現状、舗装がされており、およそ30年前から通路として利用されてきたとのことで、申請書には、始末書が添付されています。申請番号4は、親子間の使用貸借権の設定による転用の申請です。場所は、東金労働基準監督署の北東、約150メートルで、田間の土地区画整理地内に位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当し、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの借入により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。以上です。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により、意見を求めた案件は、再認定1件、新規認定1件でございます。北幸谷の方のページをお願いいたします。営農類型は水稻、花き、花木です。主な改善計画についてですが、花きについて、灌水をプールを設置し、作業の省力化を図り、特許、商標を利用し、更なる付加価値化を図ります。取得計画のページをお願いいたします。取得計画はご確認の通りです。大網白里市の方のページをお願いい

たします。営農類型は露地野菜です。新規就農後5年がたち、農業経営改善計画の認定を求め申請されたものです。主な改善計画についてですが、現在直売所へ出荷しており、出荷先を増やし販路拡大を図ること、また直売所での需要に合わせた生産を行い、合理化を図ります。取得計画のページをお願いいたします。機械はトラクター、マルチャー、動力噴霧器、軽トラックを取得する計画です。以上、再認定1件、新規認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 以上のとおり農政課から説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第3号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の令和4年第1次農用地利用集積計画(案)をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年第1次農用地利用集積計画についてお諮りします。利用権の設定が15件、面積合計が71,476㎡、その内訳として、1年が1件、面積合計が2,269㎡、5年が4件、面積合計が14,375㎡、6年が1件 面積合計が5,211㎡、7年が1件、面積合計が4,787㎡、10年が8件、面積合計が44,851㎡、所有権の移転が2件あり、面積合計が2,217㎡となっております。1ページから12ページに関しては12月に期間満了した利用権更新分になりますので説明を省略させていただきます。13ページが1年の利用権設定管理台帳で14ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で幸田の認定農業者に貸付となりました。15ページが5年の利用権設定管理台帳で16,17ページが地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。2番が新規で関内の認定農業者へ貸付となっております。3番が新規で福俵の認定農業者

へ貸付となっています。18ページが5年の中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳となっております。19、20ページが受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で押堀の農業者に貸付となっています。21、22ページが10年の利用権設定管理台帳で23ページから28ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。4番、5番、6番は更新で同じ幸田の認定農業者へ貸付となっています。7番は更新で大沼田の認定農業者へ貸付となっています。8番は新規で福俵の認定農業者へ貸付となっています。9番は新規で菱沼の認定農業者へ貸付となっています。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は29ページから31ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。続きまして売買については32ページのとおりです。33ページから34ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、35ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。1番は耕作者規模拡大のため贈与。2番は耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。1番の所有権移転を受ける方については関内の認定農業者です。2番の買い手については北之幸谷の認定農業者です。以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 以上のとおり農政課から説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第5号、賃借料情報の提供について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議案書の9ページをお願いいたします。議案第5号 賃借料情報の提供について、農地法第52条の規定に基づく、農地の賃借料情報の提供について、別紙のとおり決定を求めるものでございます。それでは、別紙の東金市賃借料情報(案)をご覧ください。農地法第52条では「農業委員会は、農地の農業上の

利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と規定されております。この規定に基づき昨年中に賃借権が設定された農地の賃借料を集計し情報提供を行おうとするものでございます。令和3年1月から令和3年12月までの間に、農地法第3条、農業経営基盤強化促進法による利用促進事業により、賃借権が設定された農地の筆数は、田が838筆、畑が20筆でした。田はデータ数が多いため市内を8地区に分けた集計結果を、畑はデータ数が少ないため市内を一つにまとめて、従来と同様の形式で集計しました。また、田の場合は賃借料を現物払いとしている契約が多数を占めていることから、俵数にて平均、最高、最低の賃借料を表記しております。賃借料を現金払いとしている契約につきましては、JA山武郡市の集荷価格表を参考にして米1俵あたり9千円で換算し集計しております。なお賃借料情報の提供につきましては、広報とうがね、農業委員会だより、市のホームページ、農業委員会窓口にて予定をしております。なおこの価格につきましては、賃借料を求める際の参考として提供するものでございます。賃借料は対象農地の状況等に合わせて、当事者間で柔軟に設定してくださいと記載を入れてございます。説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第5号、賃借料情報の提供について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。議案書の10ページをお願いいたします。本議案は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が法令に則り、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っていることに鑑み、すべての農業委員会の総会において、本申し合わせを決議し、かつ、その内容を総会議事録に残すよう全国農業

会議所からの要請に基づき実施するものでございます。この決議につきましては、毎年1回以上、同様の取り組みが実施されるよう求められていることから、東金市農業委員会におきましては、毎年1月の総会において決議するものでございます。それでは、決議文を朗読させていただきます。「私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表者機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここにも申し合わせ、決議する。記、「1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。」、「2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。」、「令和4年1月6日 東金市農業委員会」。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第5号について、事務局から説明願います。

事務局 はい、議案書の11ページから14ページをお願いします。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。11月26日から12月24日までに受付した案件は6件で、すべて相続により所有権を取得したものです。番号2につきましては、将来的に斡旋を希望するとのことで、その他は希望なしとのことです。15ページをお願いします。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。11月26日から12月24日までに受

付した案件は1件でございます。双方合意にて賃借権を解約したものでございます。16ページをお願いします。報告第3号「廃土処理（公共事業施行）事業届出について」です。山田地先における治山林道事業に伴い、東金市長より提出されたものです。1,361㎡のうち、488㎡を建設発生土で埋立てするものです。17ページをお願いします。報告第4号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について」です。携帯電話事業に伴うコンクリート柱による基地局の建設について、2件の提出があったものです。18ページをお願いします。報告第5号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。7件、16筆の照会があり、現地調査を12月3日と12月20日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 ありがとうございます。無ければ、以上で報告事項を終わります。休憩します。

（休憩）

議 長 再開します。
事務局から報告がありますのでお願いします。

事務局 はい。休憩中に池田会長より会長職の辞任届が提出されました。会長の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条第2項の規定により、農業委員会の同意が必要となりますので、この後、追加議案として提出させていただきます。池田会長には、ここで退室をお願いいたします。

（池田会長退室）

事務局 それでは、以降の議事については、職務代理者の吉井委員にお願いします。

議 長 それでは、休憩中に、池田会長より私宛てに会長職の辞任届が提出されましたので、会長に代わって、議長を務めさせていただきますのでよろしく願いいた

します。

会長の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条第2項の規定により、農業委員会の同意が必要となりますので、追加議案として提出いたします。

事務局より議案書の配付をお願いします。

(議案書配付)

議 長 配付漏れはありませんか。

(申し出る者なし)

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 追加議案、第7号議案「東金市農業委員会会長の辞任に伴う同意について」ご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読いたします。「第7号議案、東金市農業委員会会長の辞任に伴う同意について、東金市農業委員会会長、池田繁雄委員より辞任届が提出されたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）第13条第2項の規定により同意を求める。令和4年1月6日、東金市農業委員会、会長職務代理者 吉井 亨」議案書については、以上でございます。

続いて、補足説明をさせていただきます。

東金市農業委員会の会長の任期につきましては、これまで慣例により、委員の任期である3年の半期、1年半としており、本日の総会をもって就任後1年半を迎えることから、予定しておりました議案の審議終了をもって辞任届が提出されたものでございます。

会長の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条第2項で、「会長は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる」と規定されております。

そこで、会長の辞任の要件として、「辞任について正当な理由があること」及び「農業委員会の同意」が必要とされております。

辞任理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断することとされております。

また、農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決、即ち、辞任申出者を除く総会出席者の過半数の賛成によって成立するものでございます。

説明は、以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等がありましたらお願いいたします。ごさいませんか。

1 3 番 よろしいですか。1年半前に今の会長が受けた時に、任期については確認してあるんですか。3年では無く、1年半が任期ですという事を確認していたのでしょうか。

事務局 今までは、慣例で1年半ということで、会長は交代してきましたので、池田会長が受けた時にも、1年半という事で認識されていたと思います。そのため、今回辞任届を提出されております。

議 長 議長としてお願いしたいのは、会長の辞任について同意するか、否かという事で、今事務局より説明がありましたので、ここで審議したいと思います。

6 番 今お話しした辞任をするかしないかという事を「同意しますか」という決を取っていただきたいと思います。その内容に応じて、それ以降については、まだ決まっていないので、今の会長をどうするかという事だと思います。今はこの件だけですから。

5 番 同意するという事になると、今の会長が辞任をするという事に同意をする事になりますが、次の会長を決める時に再選をどうしますかという事を話し合ったらいかがかと思います。その時に今の会長がどうされるのかという事になりますが。

1 3 番 千葉県での任期は何年ですか。

事務局 農業会議に確認したところ、会長の任期は農業委員の任期と同じ3年というところがほとんどで、1年半というのは当市だけのようです。東金市の会長は、山武地区の連合会の会長を兼ねており、連合会の会長は千葉県農業会議の常設審議委員になっております。これまで1年半で代わられてきたという経緯がある中で、農業会議の事務局からはせっかく慣れてきたところで、代わられてしまうのは残念であり、特段の事情が無ければ続けていただきたいというご要望を承っております。

1 3 番 お話しを伺いますと、会長の辞任については、周りにも影響があるため、もう1年半お願いしたいという要望があるという事ですね。

議 長 今は辞表が出ておりますので、この辞表に対して、東金市農業委員会としては賛成か否かで、もし賛成であった場合は、次の会長をどうするのかという事であり、賛成しないということであれば、現状のまま続けていただきたいという判断になろうかと思えます。

任期につきましては、我々の任期が残り1年半ですから、次の会長の任期も1年半という事です。

1 番 再任については別に話し合いをするので、まずは、この議案を良いか、悪いか。挙手をお願いするということですね。

議 長 ではよろしいでしょうか。それではお諮りいたします。東金市農業委員会会長の辞任について、同意する事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 それでは本案は、賛成全員により可決されました。
一時休憩します。

(池田会長入室)

議 長 それでは再開いたします。事務局より審議の結果をお願いいたします。

事務局 追加議案、第7号議案、東金市農業委員会会長の辞任に伴う同意について、お諮りした結果、池田会長の辞任に同意する方は全員という事で、本案は可決されました。以上でございます。

議 長 会長の辞任が決まりましたので、直ちに後任の会長を決めたいと思います。選出につきましては、農業委員会会長に関する法律第5条、及び地方自治法第118条第2項及び第3項の規定による、委員の互選又は指名推薦の方法によって行える旨の規定がございます。従来は指名推薦の方法により会長を決定していましたが、いかがいたしましょうか。

4 番 今までと同様に選考委員会の設置をお願いいたします。

議 長 選考委員会設置という意見がございましたので、従来通りの選考委員会の設置

を行って、選出したいと思います。では選考委員の選出でございますが、これまでの慣例ですと、選考委員を各地区より1名選出し、選考委員会を設置して、選考しておりました。この方法で異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、異議無いものと認めます。それでは各地区で相談の上、1名を選び、私まで報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。休憩します。

(一時休憩)

議 長 それでは再開いたします。選考委員の報告がございました。発表いたします。東金地区大木委員、公平地区平山委員、丘山地区篠崎委員、大和地区日暮委員、正気地区板倉委員、豊成地区細谷委員、福岡地区農宮委員、源地区戸田委員。以上8名で行います。それでは選考委員の皆様、別室において、会長の選考をお願いいたします。その結果につきましては、選考委員の中から委員長を選出していただき、委員長より報告をお願いいたします。それでは休憩いたします。よろしくお願いいたします。

(一時休憩)

議 長 それでは、これより再開いたします。休憩中に開かれました選考委員会の結果につきまして、選考委員長よりご報告をお願いいたします。

10番 選考委員と別室で審議いたしました。その結果、引き続き池田会長にお願いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

(「よろしくお願います」という声と拍手)

議 長 ただ今、選考委員長より報告がありましたとおり、池田委員を会長とする事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 全員賛成であります。よって会長の選任については、池田委員に決しました。

以上で臨時議長の任務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

(全員拍手)

(池田委員長席へ)

議 長　それでは皆様大変ありがとうございました。もう半期、皆様にご協力いただき頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。それから、職務代理者と幹事でございますが、留任と言う形でお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長　ありがとうございます。それでは職務代理者は吉井委員、幹事は平山委員、農宮委員、引き続きよろしく願いいたします。

令和4年も大変でございますが、皆様と色々ご相談をし、東金市農業委員会の発展のために頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは長時間にわたりありがとうございました。これを持って閉会といたします。お疲れ様でした。

令和4年1月6日